

平成30年第1回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成30年1月25日(木) 午前10時00分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 向面 正一

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員15名

1番 坂下 正幸

8番 田中 喜義

15番 森山 博

2番 石倉 稔

(欠席)

16番 新谷 義治

3番 谷内 吉夫

10番 岩坂 一明

17番 田上 正男

4番 山本 秀夫

11番 山崎 覺治

5番 森谷 正美

(欠番)

6番 安 津久人

13番 東 克芳

7番 向面 正一

14番 大宮 正

(2) 欠席委員

9番 新澤 晟

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

(1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

(3) 議案第3号 農業経営基盤強化法第18条の規定による決定について

7 報告事項

(1) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

(2) 報告第2号 農地法第18条の規定による届出について

(3) 報告第3号 非農地証明願について

8 議事

開会 10:00 閉会 10:33

事務局長	それでは定刻となりましたので会長よろしく申し上げます。
議長	それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、15名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第1回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号15番 森山 博 委員 及び 議席番号16番 新谷 義治 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第1号】の農地法第3条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第1号の農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は1件です。 【議案第1号、1番から3番を議案書をもとに朗読】 1番と2番の譲受人については、今回の申請の合算により下限面積を満たしております。全ての申請について農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。以上で

	す。
議 長	それでは申請番号 1 番と 2 番については私より意見を述べます。
向面会長	譲受人は年齢が 30 歳ほどで 1 番の譲渡人は金沢に住んでいます。敷戸地内には住宅と 1 番の申請地があります。譲受人が譲渡人の家と農地を買い受ける事になりましたが、農地については事務局からも説明のあるとおり下限面積に足りないという事で 2 番の農地について借り受ける事で下限面積の要件を満たす事に話がまとまりました。譲受人については農業が初めてですが 2 番の貸付人が近隣にいますので指導を受けながら営農する予定との事でした。以上です。
事 務 局	次に申請番号 3 番について地区担当委員議席番号 4 番 山本 秀夫委員よりご意見をお願いいたします。
山本委員	4 番山本です。一昨日所有者と譲渡人のところへ行き状況を聞いてきました。現地は主要地方道輪島富来線と穴水門前線の交わる所で道路改良により 3 等分に分かれた残りです。譲受人の自宅の脇ですので譲り受けることになりました。畑として利用する事はないかもしれませんが隣接に農地も無いので周辺に影響はありません。以上です。
議 長	ありがとうございます。それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	ほかに質問はないでしょうか。それでは質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 1 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第 1 号】は、原案どおり可決決定いたします。

次に市長より提出のあった【議案第2号】の農地法第5条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。

なお、本件については、農業委員会等に関する法律 第24条第1項の「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とする規定により、安委員には一旦、退席を願います。

安 委員 (会議室から退室)

事務局 議案書7ページをご覧ください。議案第2号の農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は1件です。

【議案第2号、1番を議案書をもとに朗読】

なお、申請地については、用途地域が定められている（近隣商業地域）ことから第3種農地であり原則許可であります。以上です。

事務局 それでは申請番号1番について現地確認に同席した地区担当委員議席番号5番 森谷 正美 委員よりご意見をお願いいたします。

森谷委員 はい、5番森谷です。議案第2号の現地を見ましたので報告します。1月23日に田上委員、坂下委員、事務局坂出と行政書士で現地確認をしました。場所は市民病院から出た交差点の角めの1枚の田で便利のいい所であります。周りの3方は田をしています、周りの承諾を得ているという事で別に問題はないと思いますのでよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑を許します。

各 委 員 (意見・質疑なし)

議 長 ほかに質問はないでしょうか。それでは質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。

【議案第2号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。

各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第1号】は、原案どおり可決決定いたします。
安委員	(会議室へ入室)
議長	次に市長より提出のあった【議案第3号】の農用地利用配分計画の決定について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書10ページをご覧ください。議案第3号の利用権設定各筆明細です。今月は2件です。 【議案第3号、1番と2番を議案書をもとに朗読】 機構への貸付については28,390㎡で全て水稲です。また集積円滑化団体経由については1,308㎡でこちらも全て水稲です。以上です。
議長	それではこれより質疑を許します。
石倉委員	参考までに機構からの借受予定者を教えて下さい。
事務局	上から2番目の高根尾の地番については高根尾の集落の農業者で、その他については内保の〇〇を予定しています。
東委員	13ページの地目設定面積は倍になっていませんか。
事務局	利用集積円滑化団体経由ですので、動く農地は1筆ですが2回カウントする事になります。
議長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第3号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。

各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第3号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【報告第1号】の農地法第3条の3の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事務局	議案書15ページをお開きください。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。今月は4件です。 【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】 以上合計115筆28,379.56㎡で内訳は田が19,315.13㎡、畑が9,064.43㎡です。
議長	それではこれより質疑を許します。
各委員	(意見・質疑なし)
議長	質疑がないようですのでそれでは【報告第1号】を終わります。 次に【報告第2号】の農地法第18条の規定による合意解約通知を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事務局	議案書21ページをお開きください。報告第2号農地法第18条の規定による合意解約通知についてです。今月は2件です。 【議案書にもとづいて、合意解約通知の内容を朗読】 以上合計2筆3,150㎡で内訳は田が3,150㎡です。
議長	それではこれより質疑を許します。
各委員	(意見・質疑なし)

議 長	<p>質疑がないようですのでそれでは【報告第2号】を終わります。 次に【報告第3号】の農地法の適用を受けない土地の証明願を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書 23 ページをお開きください。報告第3号非農地証明願承認についてです。今月は1件です。</p> <p>【議案書にもとづいて、非農地証明願の内容を朗読】</p> <p>以上合計2筆486㎡で内訳は田が486㎡です。なお、この土地については申請者の祖父から相続した農地ですが、既に祖父の頃には農地の状態でないと思われております。以上です。</p>
議 長	<p>それでは、申請番号1番について地区担当委員議席番号17番 田上 正男 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
田上委員	<p>17番の田上です。一昨日、森谷職務代理、坂下さんと私、事務局の坂出の案内で現地を確認しました。現地は農地がまったくありません。右も左も後は国道249号線と土手に挟まれており、周りにはまったく農地はありません。事務局からも説明があったとおり、祖父から受けたのも知らず周りに影響はありません。以上です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですのでそれでは【報告第3号】を終わります。 以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。 「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」については来月行います。</p>
議 長	<p>それでは第1回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。 どうもご苦労さまでした。</p>

平成30年1月25日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録

輪島市農業委員会会長

署 名 委 員 1 5 番

署 名 委 員 1 6 番
